

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る業務方法書

秋田県耕作放棄地対策協議会

(目的)

第1条 本業務方法書は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、秋田県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）が行う耕作放棄地再生利用緊急対策に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、実施要領、交付要綱、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の交付決定に当たって東北農政局長から付された条件その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って、資金を安全に管理しつつ、実施要綱第2の2の耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

2 県協議会は、地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）が、実施要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って再生利用交付金に係る事業を実施する場合、地域協議会に対して再生利用交付金を交付するものとする。

(県協議会における再生利用交付金の管理方法)

第3条 県協議会は、国から交付された再生利用交付金について、平成27年2月3日より前に交付された再生利用交付金により積み立てられた資金（以下「基金」という。）によるものと、平成27年2月3日以降に交付された再生利用交付金による助成金（以下「助成金」という。）によるものに区分するとともに、それぞれ耕作放棄地再生利用交付金会計及び耕作放棄地再生利用交付金会計（附帯事業関係）を設けて他の事業と区分して経理するものとする。

- 2 県協議会は、国から交付された再生利用交付金以外の資金（会員からの補助金等）の積み立てを行う場合、別の勘定を設けて再生利用交付金と区分して経理するものとする。
- 3 県協議会は、第1項の再生利用交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとし、その運用により生じた運用益については、それぞれの基金又は助成金に繰り入れるものとする。また、平成30年度末に当該基金及び助成金に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

（地域協議会における再生利用交付金の管理方法）

第4条 地域協議会は、県協議会から交付される再生利用交付金について、基金によるものと助成金によるものとに区分するとともに、それぞれ耕作放棄地再生利用交付金会計（再生利用活動）と耕作放棄地再生利用交付金会計（施設等補完整備）と耕作放棄地再生利用交付金会計（再生利用活動付帯事業）とに区分した上で、他の事業とも区分して経理するものとする。

- 2 地域協議会は、県協議会から交付される再生利用交付金以外の資金（県又は会員からの補助金、実施要綱別紙1第3の5の所有者から徴収する負担金等）を実施要綱別紙1第1の取組に充てる場合には、別の勘定を設けて再生利用交付金と区分して経理するものとする。
- 3 地域協議会は、第1項の再生利用交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとし、その運用により生じた運用益を再生利用交付金に繰り入れるものとする。また、各年度末に残額が生じたときは、必要に応じて当該残額の一部又は全部を翌年度に繰り越すことができるものとし、平成30年度末においては、当該残額を県協議会に返還するものとする。

（地域協議会における再生利用実施計画及び再生利用活動付帯事業実施計画）

第5条 地域協議会長は、耕作放棄地再生利用緊急対策を実施しようとする場合は、実施要領第2の2の規定に基づき、再生利用実施計画（実施要綱別紙1第1の2の施設等補完整備を行う場合は施設等補完整備計画も含む。以下「再生利用実施計画」という。）及び当該年度に行う再生利用活動付帯事業実施計画（以下「付帯事業実施計画」という。）を作成し、それぞれ実施要領参考様式第9号及び別記により、随時、県協議会長に提出しなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

2 県協議会長は、前項により地域協議会から提出された再生利用実施計画又は附帯事業実施計画が適正と認められる場合は、様式第1号により当該地域協議会長に対して交付金の額を内示するものとする。

(地域協議会から県協議会への交付申請に関する事項)

第6条 地域協議会長は、再生利用交付金の交付（第5条において提出された計画で定められたものに限る）について、県協議会長が別に定める日までに様式第2号により県協議会長に申請するものとする。

(県協議会から地域協議会への交付に関する事項)

第7条 県協議会長は、地域協議会から第6条の申請があり、その内容が適正であると認めたときは、様式第3号により交付条件を付して交付額を通知するものとする。

(地域協議会への交付金の支払いについて)

第8条 地域協議会長は、第7条の通知があった交付金の支払いを請求しようとするときは、様式第4号により県協議会長に請求するものとする。

2 県協議会長は、地域協議会長から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、第3条1項の基金又は助成金の耕作放棄地再生利用交付金会計及び耕作放棄地再生利用交付金会計（附帯事業関係）から、速やかに当該地域協議会に交付するものとする。

(地域協議会から農業者又は農業者等の組織する団体への交付金額の内示)

第9条 地域協議会長は、第7条の交付決定通知受理後、速やかに再生作業取組主体となる農業者又は農業者等の組織する団体等（以下「農業者等」という。）に対して様式第5号により交付金の額を内示するとともに再生作業着手可能な旨、通知するものとする。

(農業者等から地域協議会への交付申請に関する事項)

第10条 農業者等は、再生利用交付金の交付（第9条で交付金の額の内示があったものに限る。）について、地域協議会長が定める日までに様式第6号により地域協議会長に申請するものとする。

2 業務方法書第13条に基づく賃貸料収入の交付申請は様式第11号により地域協議会長に申請するものとする。

(地域協議会から農業者等への交付に関する事項)

第11条 地域協議会長は、農業者等から第10条の申請があり、その内容が適

正であると認めたときは、様式第7号により交付条件を付して交付額を通知するものとする。

(農業者等への交付金の支払いについて)

第12条 農業者等は、第11条の通知があった交付金の支払いを請求しようとするときは、第16条で規定する再生利用交付金に係る実績報告書を添付し様式第4号により地域協議会長に請求するものとする。

2 地域協議会長は、必要があると認めるときは再生利用交付金について、農業者等へ概算払いの方法により交付することが出来るものとする。なお、概算払いの上限は交付決定額の8割を上限とする。

3 農業者等は、前項の規定に基づき交付金の概算払いを受けようとするときは、様式第8号により、地域協議会長に請求するものとする。

4 地域協議会長は、農業者等から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、速やかに当該農業者等に交付するものとする。

(農地の所有者に賃貸料収入が生じる場合の措置)

第13条 地域協議会は、実施要綱別紙1第1の1(1)の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生じる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、実施要綱別紙1第1の1(1)の取組に係る経費に充てるものとする。その際、地域協議会長と所有者との間の確認事項は様式第9号を参考とするものとする。

(事業の中止または廃止)

第14条 地域協議会長は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県協議会に報告しその指示を受けなければならない。

2 前項の指示を求める場合には、地域協議会長は、事業の遂行が困難になった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

(再生利用交付金の遂行状況報告)

第15条 地域協議会長は、様式第10号により実施状況報告書を作成し、次のとおり遂行状況を県協議会長に報告するものとする。

遂行状況確認日	報告期限
交付金の交付の決定があった年度の	当該年度の
① 6月30日現在	① 7月20日
② 9月30日現在	② 10月20日
③ 12月31日現在	③ 1月20日

(再生利用交付金に係る実績報告)

第16条 農業者等は、各年度の取組の実績について実績報告書(実施要領参考様式第11号)を作成し、以下の各号の書類等を添付して地域協議会長が定める日までに地域協議会長に提出するものとする。

(1) 要綱別紙1第1の1(1)の「再生作業」については、再生作業実績報告書(添付様式11-1-1、添付様式11-1-2又は添付様式11-1-3)のほか、作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)等

(2) 要綱別紙1第1の1(2)の「土壌改良」については土壌改良実績報告書(添付様式11-2)のほか、作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)等

(3) 要綱別紙1第1の1(3)の「営農定着」については営農定着実績報告書(添付様式11-3)のほか、作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)等

(4) 要綱別紙1第1の1(4)の「経営展開」については経営展開実績報告書(添付様式9-3)等

(5) 要綱別紙1第1の2の「施設等補完整備」については施設等補完整備実績報告書(添付様式9-2)のほか、作業写真整理帳(添付様式11-1別添1)、資材、機械借上げ等の領収書、施設等補完整備を建設業者等に委託した場合は出来高設計書等

(6) 県協議会から交付された再生利用交付金の各年度の収支については耕作放棄地再生利用交付金に係る収支報告書(添付様式12-6)。なお、事業実施年度を通じて基金を保有していない地域協議会については、添付様式12-6を提出する必要はない。

2 地域協議会長は、前項の実績の取りまとめ及び現地確認を実施し実績報告書(実施要領参考様式第12号)を作成し、実施年度の翌年度の4月6日までに、農業者等の取組主体における年度をまたぐ実績報告や交付金の精算があった場合には実施年度の翌年度の5月20日までに、県協議会長に報告するものとする。

3 県協議会長は、前項の報告を取りまとめた各年度の実績報告書(実施要領

参考様式第 13 号) を作成し、実施年度の翌年度の 5 月 31 日までに、国の再生利用交付金により積み立てた資金の収支については収支報告 (参考様式第 14 号) を作成し、実施年度の翌年度の 4 月 10 日までに東北農政局長に報告するものとする。

(再生利用活動附帯事業に係る実績報告)

第 17 条 地域協議会長は、再生利用活動附帯事業の各年度の実績について実績報告書 (実施要領参考様式第 10 号) を作成し、実施年度の翌年度の 4 月 20 日までに県協議会長に報告するものとする。

2 県協議会長は、前項で報告された再生利用活動附帯事業の実績及び県協議会再生利用活動附帯事業の各年度の実績について、実施年度の翌年度の 5 月 31 日までに東北農政局長に報告するものとする。

(額の確定)

第 18 条 県協議会は、地域協議会から第 16 条及び第 17 条の実績報告があり、その内容が適正であると認めたときは、様式第 12 号により地域協議会に額の確定を通知するものとする。

(再生農地耕作状況報告)

第 19 条 本対策により再生した農地及び自助努力等によって再生作業がなされ、本対策により土壌改良及び営農定着の支援の対象となった農地について、地域協議会は、再生作業後当該農地において 5 年間耕作するまで、毎年度の耕作状況の確認を確実にを行い、確認結果 (耕作が行われていない場合の指導内容や今後の耕作再開の見通しを含む) については、実施要領参考様式第 18 号により確認を行った年度の翌年度の 4 月 6 日までに県協議会長に報告するものとする。

(その他)

第 20 条 本業務方法書に定めるもののほか、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る業務の方法についての細部事項については、必要に応じて東北農政局長の承認を得て県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この業務方法書は、東北農政局長の承認のあった日から施行する。
- 2 既に設置されている地域協議会が、自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱 (平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7135 号農林水産事務次

官依命通知) 別紙第2の地域農業再生協議会に統合することを目的として解散する場合には、地域農業再生協議会は地域協議会が県協議会から交付された再生利用交付金の残額の全額を譲受するとともに、本対策の実施に係る全ての事務を継承するものとする。

附 則

この業務方法書は、平成21年1月15日から施行する。

この業務方法書の一部改正は、平成21年 6月12日から施行する。

この業務方法書の一部改正は、平成22年 4月28日から施行する。

この業務方法書の一部改正は、平成22年 7月30日から施行する。

この業務方法書の一部改正は、平成23年 4月11日から施行する。

この業務方法書の一部改正は、平成24年 1月 4日から施行する。

この業務方法書の一部改正は、平成26年 3月28日から施行する。

この業務方法書の一部改正は、平成27年 4月 3日から施行する。

この業務方法書の一部改正は、平成28年 6月29日から施行する。